

学校法人桑沢学園 評議員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人桑沢学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬について必要な事項を定める。

(評議員報酬の支給金額等)

第 2 条 評議員には、評議員報酬として月額5千円の評議員手当を支給する。

2 評議員が月の途中で就任又は退任した場合は、当該月に相当する評議員報酬額を支給する。

(評議員報酬の支給方法)

第 3 条 評議員報酬の支給日は、評議員に就任した月から毎月25日とする。支給日が休日若しくは金融機関の休業日に該当するときは、その前日に支給する。

2 評議員報酬は通貨で直接評議員にその全額を支払う。ただし、法令若しくは評議員の同意を得て別段の定めをした場合は、評議員報酬の一部を控除し、又は通貨以外の方法で支払うことができる。

(所管)

第 4 条 この規程に関する所管部署は経営戦略課とする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日から制定・施行する。
- 2 この規程は、令和 5年 4月 1日から制定・施行する。
- 3 この規程は、令和 7年 7月 1日から制定・施行する。